

daily コラム

2008年4月21日(月)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2326

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

契約書日付の遡及記載 それだけでは契約書が 架空であることにはならない！

平成19年6月付けでの東京国税局課税第一部国税訟務官室から国税局の内部資料として発行されていた「調査に生かす判決情報」という資料が、情報公開法による開示情報として税理士会の情報ネットワークに掲載されています。

その一つが表題の「契約書の日付の遡及記載は、それだけでは契約書が架空であることにはならない！」です。こういうタイトルで内部資料となっていたものです。

そこにある、文章を以下少しそのまま紹介します。どれも、国税庁の人が書いているものです。

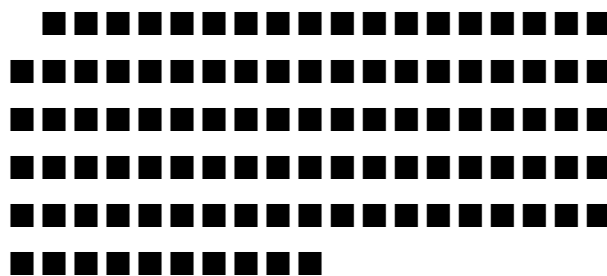
証明責任は国側が負う

判決の事実認定は、原告・被告双方の主張立証に基づき総合的に判断される判決は、裁判官の自由な心証で決められ、証明責任を負っている国側の証拠が一面的で、ほかに有力なものがなかったり、相手側がそれを揺るがす主張立証を行えば、裁判所は「弁論の全趣旨」から総合的に判断し、課税要件事実の存在に確信が持てない場合は、国側を敗訴させる。したがって、単に契約書等の日付が遡って記載されているといった事実を把握していたとしても、それが取引

を仮装したとする絶対的な決め手になるものではない。

税法は基本的に侵害規範

税法は基本的に侵害規範であり、国民に義務を課すものだから、原則として課税処分の主張立証責任は、課税庁に負わされている。そして、判決は、裁判官の自由な心証で決められ、しばしば「弁論の全趣旨によれば」といった認定により判断がなされる。したがって、処分の正当性を裏付ける証拠が一部にあったとしても、それに反する証拠を相手側が提出し主張している場合には、裁判所は「弁論の全趣旨」という観点で総合的に判断することとなる。



税法は侵害規範だ
って。この文書の
4分の1は伏せ字
で真っ黒。戦前の
検閲文書みたい。



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

情報 調査に生かす判決情報 平成19年6月 契約書の日付の遡及記載は、それだけでは契約書が架空であることにはならない！－重加算税認定のポイント－東京国税局課税第一部国税訟務官室【情報公開法第9条第1項による開示情報】

調査に生かす判決情報

契約書の日付の遡及記載は、それだけでは契約書が架空であることにはならない！－重加算税認定のポイント－

東京地裁平成17年7月21日判決（国側一敗・控訴後確定）

〔TAINSCコードZ888-1081〕

〔TAINSCコードZ888-1082〕

《今号のポイント》

不自然な契約書であったとしても、裁判所は「弁論の全趣旨」により事実関係を総合的に判断する

▼ 重加算税の要件＝国税通則法68条1項

「…、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、…重加算税を課する。」

▼ 判決の事実認定は、原告・被告双方の主張立証に基づき総合的に判断される判決は、裁判官の自由な心証で決められ、証明責任を負っている国側の証拠が一面的で、ほかに有力なものがなかったり、相手側がそれを揺るがす主張立証を行えば、裁判所は「弁論の全趣旨」から総合的に判断し、課税要件事実の存在に確信が持てない場合は、国側を敗訴させる。したがって、単に契約書等の日付が遡って記載されているといった事実を把握していたとしても、それが取引を仮装したとする絶対的な決め手になるものではない。

「弁論の全趣旨」とは

裁判は、原告・被告の双方がそれぞれ主張を重ね、裁判官がそれを自由な心証で判断して判決を下しますが、その判断はそれぞれの主張を裏付ける証拠の信憑性を全体として裁判官がどのように判断するかにかかっています。特にその争点が事実認定である場合、その主要事実の認定は、直接証拠だけからなされることは少なく、間接事実や補助事実との総合によってなされることは、本判決情報の *issued; 004* 「証拠収集の重要性(その2)」でご紹介しました。裁判所がそのようなスタンスで事実認定を行う場合、「弁論の全趣旨から」という表現で判断が記載されます。よほど強力な直接証拠がない限り、裁判は、しばしば相撲でいえば押し出し相撲の力比べの様相を呈します。

事件の概要

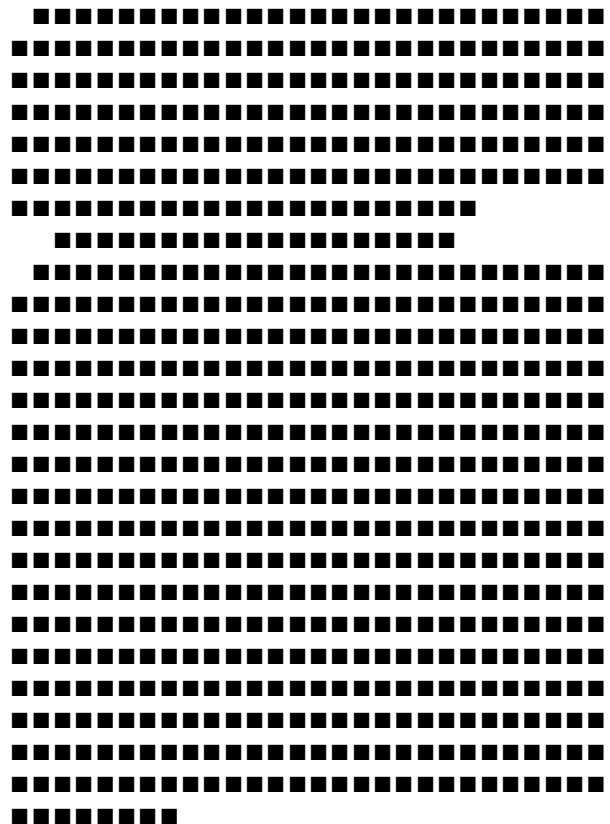
略

調査に役立つ基礎知識

- 1 重加算税の要件
略
- 2 本件訴訟の進行過程
略
- 3 実地調査で何を調査し、証拠として収集すればいいのか

税法は基本的に侵害規範であり、国民に義務を課すものですから、原則として課税処分の主張立証責任（判決で、裁判所が、原告・被告のどちらを採用するか確定できない場合の危険又は不利益のこと）は、課税庁に負わされています。そして、判決は、裁判官の自由な心証で決められ、しばしば「弁論の全趣旨によれば」といった認定により判断がなされます。

したがって、処分の正当性を裏付ける証拠が一部にあったとしても、それに反する証拠を相手側が提出し主張している場合には、裁判所は「弁論の全趣旨」という観点で総合的に判断することとなります。



4 参考資料

- ・ 調査に生かす判決情報 *issued; 004* 「証拠収集の重要性(その2)」 (5-9-0 情報通信類 暦 3年)